

工 事 仕 様 書

1. 盛 土

- イ) 法面の埋め立てに使用する土砂は良質なものとし、厚さ20～30cm程度毎に転圧機械で充分締固めます。

2. 切 土

- イ) 法面の切取りは上部の方から順番に施工し、崩落等の防止に努めます。
ロ) 岩石の切取りに際しては、岩石が飛散しない様に注意し、特に狭い場所や家屋に近いときは防護柵を施し、覆いをするなど適切な処理を講じます。

3. コンクリート工

- イ) 使用するコンクリートは、JIS認定の工場で製造した生コンクリートを使用します。
ロ) 側溝蓋は、添付図面と同等以上の強度を有する既製品を使用します。
ハ) コンクリート打設の前に、打つ場所を清掃し、すべての雑物を除き、鉄筋のある場合は鉄筋を正しい位置に固定します。
ニ) コンクリート打設作業時期は、天候及び気温には充分注意し、打設後は、むしろ、ビニール等で充分養生します。
ホ) セメントコンクリート製品の規格については、JIS規格品以外のものは材令28日における圧縮強度が18N/mm²以上の製品とする。
ヘ) レディーミクストコンクリートは次表のとおりとする。

(標準品物)

種 別	粒 骨 材 の 最 大 寸 法	ス ラ ン プ	水セメント比	呼 び 強 度	摘 要
無筋コンクリート	40mm以下	8cm	60%以下	18N/mm ² 以上	普通ポルトランドセメント又は 高炉セメント(B種)
鉄筋コンクリート	20or25mm	12cm	55%以下	24N/mm ²	
床版鉄筋コンクリート	20or25mm	8cm	55%以下	24N/mm ²	普通ポルトランドセメント

4. コンクリート構造物

- イ) 擁壁の伸縮目地は10mに1ヶ所(エラストイト t=10m/m)程度を設置する。水路及び側溝もこれに準じて行う事。
ロ) 擁壁工の場合は3㎡に付き1ヶ所の水抜孔(VP65m/m)を設ける。
ハ) コンクリート打込みはバイブレーター等で締固めを充分に行う事。
ニ) 型枠及び支保工の取り外しはコンクリートがその自重及び施工中に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達する迄これを取り外さないこと。又取り外し日数の目標は次表による。

セメントの種類	擁壁又は水路等の型枠 側溝蓋版等の型枠支保工	床版又は函渠の型枠、支保工
普通ポルトランドセメント	コンクリート強度 5N/mm ² (7日)	コンクリート強度 14N/mm ² (10～15日)

5. アスファルト舗装工

- イ) 路盤各層の施工に先立ち、雑草・浮石・木片・ごみ等を取り除き清掃します。
ロ) 路盤の締固めは適当な含水状態で、所定の厚さに均一に締固めます。
ハ) 基層及び表層に使用するアスファルト合材は、最寄りのプラントで製造したものを使用します。
ニ) 基層及び表層の施工に先立って、上層路盤又は基層面の浮石・その他有害物を取り除きます。
ホ) 舗装は天候及び気温に充分注意し、作業中に雨が降り出した場合は、直ちに作業を中止します。
ヘ) 中心アスファルト量及び最大寸法は次表のとおりとする。

工 事 仕 様 書

種 別	粗 粒 度 ア ス コ ン	密 粒 度 ア ス コ ン		摘 要
	車道及び歩道部	車 道 部	歩 道 部	
用 途	基 層	表 層	表 層	
最 大 粒 径	20mm	13or20mm	13mm	
中心アスファルト量	4.7%	5.5%	5.9%	

6. 砕石基礎工の区分及び規格は次表によるものとする。

区 分	基 礎	
砕 石 基 礎	切込砕石 径40m/m以下	

7. 安全管理

- イ) 交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者(1級又は2級)を配置します。
ロ) 上記の交通誘導員を配置できない場合には、専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置します。

資 格	資 格 要 件
警備員指導教育責任者資格証交付者	・公安委員会により警備員指導教育責任者資格証を交付されたもの。
1・2級交通誘導警備検定合格者	・交通誘導警備に関して、公安委員会が学科及び実技試験を行って専門的な知識・技能を有すると認めたもの。
交通誘導に関し専門的な知識および技能を有する警備員等	・警備業法における指定講習を受講したもの。 ・警備業法における基本的教育および業務別教育(警備業法第二条第一項第二号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの。

8. その他

- イ) 掘削工事等により、道路構造物に影響を与える恐れのある場合は矢板等を施工します。
ロ) 既設舗装の取壊しは、カッター等を使用して丁寧に切取り、他に影響を与えないようにします。
ハ) 既設ガードレールについては、撤去後速やかに管轄する出張所に返納します。
二) 工事施工に際し、道路の構造等(埋設物含む)に損傷を与え、又、道路の構造に障害(陥没、崩壊など)をきたした場合は、直ちに出張所長に報告し、その指示に従ってこれを完全に復旧し、その費用を負担します。
ホ) 舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じり合った排水及び粉塵については水質汚濁の防止等を図る観点から、排水吸引、粉塵吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水、粉塵については、当該作業現場が属する地方公共団体の指導等に基づき適正な処理を行うこと。

9. 植 樹

- イ) 植樹帯などの切削により発生する街路樹がある場合は、道路管理者と協議の上、指示に従います。

申 請 者 住 所

氏 名

印

施 工 者 住 所

氏 名

印